

新型インフルエンザ等 対策マニュアル

令和3年3月策定
川口市上下水道局

目次

1. 総論.....	1
1 - (1) 目的.....	1
1 - (2) 本マニュアルの見直し及び検証.....	2
1 - (3) 感染拡大による被害想定.....	3
1 - (4) 発生段階の分類について.....	4
2. 組織.....	5
3. 発生段階別の対応.....	6
3 - (1) 未発生期の対応.....	7
3 - (2) 海外発生期の対応.....	8
3 - (3) 国内発生期の対応.....	10
3 - (4) 県内発生早期・県内感染拡大期の対応.....	12
3 - (5) 小康期の対応.....	13
4. 事業継続計画.....	14
4 - (1) 計画全般.....	14
4 - (2) 事業継続方針.....	15
4 - (3) 優先業務等の選定.....	16
4 - (4) 要員の確保.....	16
4 - (5) 委託業者との連携体制の整備.....	16
4 - (6) 必要な物資の確認、確保等.....	16

1. 総論

1 - (1) 目的

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、およそ10年から40年の周期で型が大きく変わり、多くの人々が免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす可能性がある。

本マニュアルは、新型インフルエンザ等¹が発生した場合においても、事業継続のための諸活動を的確に実施できる体制をつくり、水道水を安定的かつ適切に供給すること並びに下水の排除・処理等を確実に実施することを目的とするものである。

また、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような新感染症が発生した場合においても、政府等から示される行動指針等を基に本マニュアルを準用するものとする。

¹ 本マニュアルでの新型インフルエンザ等とは、「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」に掲げる「行動計画の対象」とする。

1 - (2) 本マニュアルの見直し及び検証

本マニュアルは、平成 30 年 12 月に「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」が改定され、平成 31 年 4 月に上下水道局が発足したことから、「水道事業新型インフルエンザ対策マニュアル（平成 24 年 1 月改訂）」と「川口市下水道部新型インフルエンザ等業務継続計画（平成 29 年 3 月策定）」を統合して策定したものである。

最新の科学的な知見の取入れや、対策についての検証等を通じ、これらの資料が見直された場合や組織等に変更が生じた場合は、必要に応じ適時適切に本マニュアルの変更を行う。

【参考資料】

- ・平成 21 年 2 月「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン（改訂版）」（厚生労働省健康局水道課）
- ・平成 21 年 2 月「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）
- ・平成 22 年 3 月「事業者における新型インフルエンザ事業継続計画策定の手引き」（国土交通省 危機管理室）
- ・平成 22 年 12 月「新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針」（厚生労働省健康局水道課）
- ・平成 30 年 12 月「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」（川口市）
- ・平成 21 年 9 月「新型インフルエンザ発生時における下水道事業の継続的实施について」（国土交通省下水道管理指導室長）

※本マニュアルは、下水道事業における「新型インフルエンザ等業務継続計画」と位置付ける。

1 - (3) 感染拡大による被害想定

「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」では、市民の25%がり患し、流行が8週間程度続くと予想されている。また、本人のり患や家族のり患等により、職員の最大40%²が欠勤することが想定される。

² 職員自身のり患や家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込む。

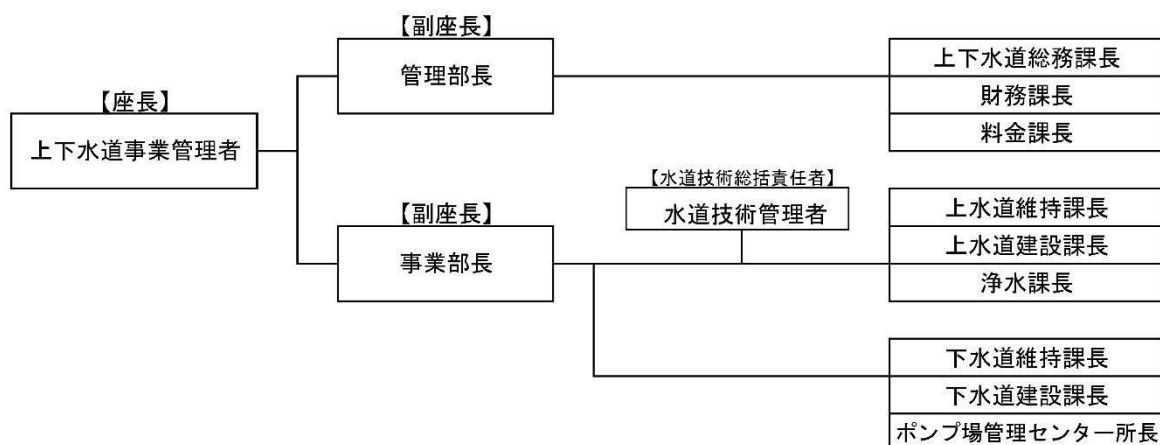
1 - (4) 発生段階の分類について

平成 30 年 12 月に改定された「川口市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、次のとおりとする。

発生段階	状 況
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2. 組織

川口市上下水道局新型インフルエンザ等対策会議組織図



川口市の組織

① 川口市新型インフルエンザ等対策本部

川口市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、必要があると認めるときに市長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。

関係各部局の部（局）長等を本部員とし、部を置き、業務を分担して新型インフルエンザ等の対策に当たる。

② 川口市新型インフルエンザ等対策調整会議

保健部長を議長として設置し、平常時から新型インフルエンザ等の対策を推進する。国内において新型インフルエンザ等の感染が疑われる状態及び確認された状態の場合に必要なに応じて招集開催し、情報収集・提供等について実施する。

軽微な行動計画の改定について協議する。

関係各部局の課長で構成する。

3. 発生段階別の対応

項目		未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生 早期	県内感染 拡大期	小康期
情報連絡体制等	対策会議の設置	対策会議設置に向けた準備	→	対策会議の設置	→	→	→
	情報連絡体制の整備	情報連絡体制の整備に向けた準備	情報連絡体制の構築	→	→	→	→
	情報収集	情報収集	→	→	→	→	→
事業継続計画	計画全般	計画見直し	再確認・準備	計画実行	→	→	→
	優先業務の選定	優先業務の検討	→	・優先業務の絞り込み ・水質監視体制の強化 ・不要不急の外出等の中止 ・窓口業務の縮小等	→	→	業務再開に向けた検討
	要員の確保	要員の把握	→	→	要員確保	→	要員再検討
	委託企業等との連携	委託企業との連携体制整備	→	委託企業等との連携	→	→	→
	必要な物資の確保	・施設における物資の確認確保 ・マスク等の備蓄	→	→	→	→	→
職員・来庁者の感染予防措置等	感染予防措置	・職員に対する教育、普及啓発 ・特定接種の登録申請	・職員への情報提供 ・咳エチケットの徹底 ・海外渡航中止	・相談体制の整備 ・マスク等の装着の義務付け ・時差出勤、分散勤務、在宅勤務の推進 ・職場の清掃、換気 ・職員の状況把握	→	→	→
	職員がり患した場合の対応	サービス関係の整理	→	・職員への指導等(保健所への連絡)	→	→	→
	来庁者に向けた感染防止対策			・消毒液の設置 ・窓口等の消毒、換気 ・発熱時の来庁自粛喚起	→	→	→
利用者への情報提供	利用者への情報提供			・想定問答の作成 ・情報提供、問い合わせ対応	→	→	→

3 - (1) 未発生期の対応

ア 情報連絡体制の整備等

川口市上下水道局において、新型インフルエンザ等の発生後に的確かつ迅速な対応を図るための対策会議の設置に向けた準備及び情報連絡体制の整備を行うものとする。

イ 事業継続計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生に備えた事業継続計画を必要に応じて見直しする。

上下水道各業務に携わる要員の不足が生じる事態を想定し、局内での当該業務の経験者について把握しておく。

施設における物資の確保及びマスク等の感染予防に必要な物資の備蓄を行う。

ウ 職員の感染予防措置等

新型インフルエンザ等対策に対する職員の意識を高め、発生時に的確な行動をとることができるよう、感染症に関する基礎知識、感染防止策の研修を実施し、職員に対する教育及び啓発を図る。

上水道業・下水道業を担う事業者は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく特定接種³（国民生活・国民経済安定分野）の登録対象業種となっていることから、厚生労働省に対し登録申請を行う。

³ 新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行われる予防接種をいう。実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定される。そのため、登録を行っても必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。

3 - (2) 海外発生期の対応

ア 情報連絡体制の整備等

国や県等から入手した情報は、局内で迅速に共有し、職員に周知するとともに、委託業者に対しても情報提供を行う。

イ 事業継続計画の確認

事業継続計画について再確認し、準備する。

ウ 職員の感染予防措置等

職員に対して、新型インフルエンザ等の感染予防対策に関する情報提供を行い、うがい・手洗いを日常的に励行し、「咳エチケット」を心掛け、健康状態の自己把握に努めるよう、意識啓発を図る。

海外渡航に関する情報を周知し、感染状況に応じて新型インフルエンザ等発生地域への海外出張については中止の措置を講じるとともに、海外旅行についても自粛を呼びかける。

海外の新型インフルエンザ等発生地域から帰国した職員又は当該職員と接触した後に感染が疑われる症状がある職員には、帰国者・接触者相談センター等へ連絡するよう指導する。

参考 「咳エチケット」とは

風邪などで咳やくしゃみができる時に他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウィルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットが徹底することが重要である。

【目的】 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

【効果】 咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。

【方法】

・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2m以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。

・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

※「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成 21 年2月策定)より

3 - (3) 国内発生期の対応

ア 情報連絡体制の整備等

状況に応じて、川口市上下水道局新型インフルエンザ等対策会議を設置し、川口市新型インフルエンザ等対策調整会議において収集した情報の一元化、共有を図る。

イ 事業継続計画の実行

感染拡大期に移行した場合においても、ライフライン機能を維持する観点から、事業継続計画に基づき、各種対策を実行する。

市内外の感染状況に応じて、外部からの視察及び研修等の受入れの中止並びに外出を伴う業務並びに窓口業務については、縮小等を検討する。

ウ 職員の感染予防措置等

① 職員の感染予防強化

職員からの問い合わせに対応する相談体制を整備するとともに、職員への意識啓発を強化する。

市内外の感染状況に応じて、対人距離を保つための分散勤務や在宅勤務、ラッシュ時の公共交通機関の利用を防ぐための時差出勤、通勤方法の変更等を推進する。

② 感染予防器具等の使用

消毒液の使用を徹底するとともに、マスク等の物資を職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づける。

窓口や職員の各席を隔てる仕切りを設置し、こまめな職場の清掃・消毒、換気を行う。

③ 職員の状況把握

職員一人一人が毎日検温等を行い、自分の体調を把握する。更に、各職場において毎日職員の健康状態を確認し、症状がある場合には状況に応じて、医療機関の受診や自宅での療養を指導する。毎週月曜日（休日の場合は翌開庁日）の午前10時までに、上下水道総務課あて、職員等の健康状態を報告する。

また、体調不良者が現れた場合は、所定日にかかわらず随時、上下水道総務課あてに報告する。

④ 職員がり患した場合の対応

職員又はその家族が新型インフルエンザ等の感染について疑われる症状がある場合は、川口市保健所に連絡し、その指示に従うよう指導する。

当該職員に対しては、感染症状の報告を義務付けることとし、必要に応じ川口市新型インフルエンザ等対策調整会議と情報共有を行うものとする。

感染した職員及び濃厚接触者に対しては、保健所からの指示に従い、自宅待機を促すなどの措置を講じる。

エ 来庁者に向けた感染防止対策

消毒液を庁舎入口等に設置する。

窓口や打ち合わせテーブル等を消毒し、換気を行う。

発熱時等の来庁を控えるようポスターを掲示し、周知する。

オ 利用者への情報提供

利用者へ注意喚起する事項がある場合や職員が感染した場合など、必要に応じてホームページへの掲載や記者発表を行うとともに、利用者に水道水に対する不安を抱かせることがないように、ホームページや広報紙等で情報提供を行う。

また、利用者からの問い合わせに対して、的確に対応できるよう新型インフルエンザ等に関する想定問答を作成する。

3 - (4) 県内発生早期・県内感染拡大期の対応

ア 情報連絡体制の整備等

川口市上下水道局新型インフルエンザ等対策会議において、引き続き、情報の一元化、共有化を図る。

イ 事業継続計画の実行

引き続き、事業継続計画に基づいて、各種対策を実行する。
必要に応じて要員の確保を開始する。

ウ 職員の感染予防措置

引き続き、職員の感染予防強化及び職員がり患した場合の対応を進める。

エ 来庁者に向けた感染防止対策

引き続き、消毒や換気、発熱時の来庁自粛を喚起する。

オ 利用者への情報提供

引き続き、ホームページや広報紙等で情報提供を行う。

3 - (5) 小康期の対応

ア 情報連絡体制の整備等

川口市上下水道局新型インフルエンザ等対策会議において、引き続き、情報の一元化、共有化を図る。

イ 事業継続計画の実行

引き続き、事業継続計画に基づいて、各種対策を実行する。

縮小・中止していた業務の再開を検討する。

必要に応じて要員配置を再検討する。

ウ 職員の感染予防措置

引き続き、職員の感染予防強化及び職員がり患した場合の対応を進める。

4. 事業継続計画

4 - (1) 計画全般

新型インフルエンザ等を対象とした事業継続計画は、災害、水質事故、テロ等の危機管理マニュアルと共通する要素もあると考えられる。「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年2月策定)では、事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違点として、次表のとおり示されていることから、各対策との相違点を踏まえた上で、検討、策定を行う。

事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震被害	新型インフルエンザ
事業継続方針	・できる限り事業の継続、早期復旧を図る	・感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続レベルを決める
被害の対象	・主として、施設、設備等社会インフラへの被害が大きい	・主として、人に対する被害が大きい
地理的な影響範囲	・被害が地域的、局所的(代替施設での操業や取引業者間の補完が可能)	・被害が国内全域、全世界的となる(代替施設での操業や取引業者間の補完が困難)
被害の期間	・過去事例等からある程度の影響想定が可能	・長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害予測	・主に兆候なく突発する ・被害量は事後の制御不可能	・海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ・被害量は感染防止策により左右される
事業への影響	・事業を復旧すれば業績回復が期待できる	・集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

(「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年2月策定)より)

4 - (2) 事業継続方針

新型インフルエンザ等の県内発生早期・県内感染拡大期における事業継続方針は次のとおりとする。

基本方針

流行の状況に応じた適切な事業の継続

最優先課題

- 1 安全な水質を安定的に給水し続ける
- 2 下水の排除・処理を確実に実施する
- 3 職員の健康と生活を確保する
- 4 債務履行・債権回収を遅滞させない

4 - (3) 優先業務等の選定

「業務の優先リスト」のとおりとする。

4 - (4) 要員の確保


感染拡大により、浄配水場やポンプ場の運転管理業務等に携わる要員の不足が生じる恐れが高まった場合は、局内での当該業務の経験者や災害時支援協力員への協力を要請する。

4 - (5) 委託業者との連携体制の整備

現に委託を行っている業務については、受託業者との連携により業務停止を防ぐよう努めるとともに、危機管理体制のパートナーシップを強固なものとする。

4 - (6) 必要な物資の確認、確保等

新型インフルエンザ等が発生した場合、薬品等の物資の調達が困難になることが予想されることから、必要な物資等を確保するとともに、納入業者との連携体制を構築する。



新型インフルエンザ等 対策マニュアル

令和3年3月策定
川口市上下水道局